

デジタル関連産業のグローバル化促進のための関係閣僚会議の開催について

〔 令和 7 年 6 月 27 日 〕
閣 議 口 頭 了 解

1. 我が国におけるデジタル関連産業のグローバル化を促進するため、政府全体として戦略的・統合的に施策を検討・実施することを目的として、デジタル関連産業のグローバル化促進のための関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣官房長官
副議長 新しい資本主義担当大臣
構成員 内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略）
内閣府特命担当大臣（知的財産戦略）
内閣府特命担当大臣（科学技術政策）
デジタル大臣
総務大臣
外務大臣
文部科学大臣
経済産業大臣

3. 会議の庶務は、経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前三項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。